

久喜市議会

平成30年2月定例会

議員提出議案

議 案 目 録

決議第 1 号	埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書の撤回を求める決議……	1
意見第 1 号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書……………	3

決議第 1 号

埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書の撤回を求める決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018 年 2 月 21 日

提出者 久喜市議会議員
猪 股 和 雄
賛成者 久喜市議会議員
岡 崎 克 巳
杉 野 修
川 辺 美 信

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

埼玉県議会による原発再稼働を求める意見書の撤回を求める決議

昨年12月22日、埼玉県議会は「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」を賛成多数で可決して国会および政府に送付したことは、埼玉県民と多くの国民、なかんずく福島第1原発事故の被害者たちに大きな衝撃を与えました。

2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第1原発事故は広範囲に放射性物質を拡散し、環境汚染の被害はいまだに収束していません。汚染水は漏出し続け、原子炉と熔融した核燃料の状態すら把握できずに、廃炉の見通しすらまったく立っていない中で、多くの被災者たちがふるさとへ帰れずに避難生活を余儀なくされています。

このように原発事故が継続し続けているにもかかわらず、原発再稼働を進めるとすれば、それは新たな原発事故の危険を招くことにならざるをえません。

福島第1原発事故によって、日本の「原発安全神話」は崩壊しました。同意見書の言うように仮に「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所」であっても、「これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません」と原子力規制委員会自身が書いているように、原発の安全を保障するものではありません。

同意見書は、「将来の世代に負担を先送りしないよう高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を強化すること」を求めています。日本では最終処分場建設の見通し

はまったく立っていません。使用済み核燃料も各原発敷地内等にたまり続けているのであって、当面は、これ以上の高レベル放射性廃棄物を出さない取り組みこそが必要です。

第2に「立地自治体、防災関係機関等との連携を強化し、避難のための道路、港湾等のインフラの整備や避難行動要支援者等に十分配慮した避難計画の策定などを継続的に支援すること」とありますが、避難計画は新規規制基準の審査対象になっていません。少なくとも原発事故の影響が及ぶであろう周辺数十キロの地域住民の避難計画が確立されない限り、再稼働は認められません。

第3に「電源立地地域対策の趣旨に基づき、新たな産業・雇用創出を含む立地自治体の実態に即した地域支援を進めること」と述べていますが、これは過去の電源3法交付金のように、立地自治体に金を投下して利益誘導で危険な原発を受け入れさせようというやり方を踏襲するものと言わざるを得ません。

原発事故による被害と影響はきわめて広範囲に及ぶのであって、電力会社と政府が再稼働を主導するのではなく、原発立地自治体をはじめ、原発事故の影響の及ぶであろう地域の広範な住民の意思こそが尊重されるべきです。ましてや原発立地自治体でもなく、電力消費地として原発の“恩恵”だけを受けてきた埼玉県議会の、福島第1原発事故の被災地および被害者や、原発立地自治体とその周辺住民の意志に関わりなく、再稼働を求めることは認められません。

よって埼玉県議会に対して、下記について求めます。

記

平成29年12月22日に採択した「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」を撤回すること。

久喜市議会

意見第 1 号

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018年2月21日

提出者 久喜市議会議員
石 田 利 春
平 間 益 美
賛成者 久喜市議会議員
川 辺 美 信

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。

同条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効する。9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続きが始まった。同日中に50カ国以上が署名し、3カ国がすでに批准書を持参した。今後は発効に向けて署名した国々の国内で批准手続きが行われていくことになる。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、12月10日には2017年のノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与された。

世界162カ国7,536都市に加盟都市を持つ平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決した。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論にこたえて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきである。

よって政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長 あて
内 閣 総 理 大 臣